

組合 Q & A

個人企業が会社を設立した場合の組合員としての取扱いについて

Q II 組合員である個人企業は、現在、株式会社を設立する準備を進めているが、手続きが完了した時、組合は、定款の規定に基づき「名称」の変更届を出してもらおうとも、組合員名簿を変更しようと考えている。この方法処理でよいのか。

「A」組合員である「個人企業」が、「法人企業」である株式会社に代わることは、個人企業の脱退（事業の廃止に伴う組合員たる資格の喪失による法定脱退（中協法第19条第1項第1号）と、株式会社の新規加入という2つの行為を含んでいる。

したがって、原則的には、個人企業には、事業の廃止に伴い、持分払戻請求権が生じ、組合は、この請求に応じ、脱退の手続きをとることが必要となる。

また、法人である株式会社を組合に加入させるには、株式会社から加入の申込みが必要であり、こ

の申込みに対する組合の承諾が得られた後、株式会社は組合に対して、出資金の払込を行うこととなる。

しかし、個人企業と法人である株式会社が、実的にみて併存する様であるならば、組合員である個人企業は、組合の承諾を得た後、法人である株式会社に移分を譲渡して脱退することが可能である。この場合には、譲り受けた法人は当然に組合員となり、出資金の払込は必要としない。

滞納処分による持分の差押えについて

Q II 国税徴収法（昭和34年法律第147号）によれば、税務署長は企業組合の組合員の国税滞納に対してその持分を差押え、その持分の再度感化に対しても、なお買受人がないとき等の場合は組合等に対して、その持分の一部の払戻しを請求することができる（同法第74条）とある。しかし同条には、事業協同組合については特に規定していないが、事業協同組合にも同条の規定が及ぶものかどうか。

また、仮に上記の請求が正当であるとした場合に、当該組合の持

分払戻し方法が出資額限度のときは、差押え請求であっても、出資限度として払戻請求に応ずればよいのか。

「A」国税徴収法第74条は、企業組合に限らず中協法に基づく他の協同組合にも適用されると解する。本条は、その適用者について「・・・中小企業協同組合法」に基づく企業組合、信用金庫その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に（脱退につき予告その他一定の手続きを要する場合には、これをした後任意に）脱退することができるもの・・・と規定しているが、そのなかで、「その他の法人で組合員、会員その他の持分を有する構成員が任意に脱退することができるもの」の中に、企業組合以外の協同組合も当然含まれると解する。

また、払戻請求の限度については、定款に出資額を限度として持分を払い戻す旨の規定があれば、本条による持分の払戻請求についても、出資額を限度として払戻請求に応ずればよいと解する。なぜならば、当該組合員が組合において現に有する権利以上のものを本

条によって請求することはできないからである。

中小企業組合質疑応答集（全国中小企業団体中央会編）より転載

組合士検定にチャレンジ!!

【第1問】組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置かなければならない。

【第2問】組合員名簿は、組合員又は組合の債権者からの閲覧請求があれば、正当な理由なくこれを拒むことができない。

【第3問】事業協同組合は、原則として組合員以外のものの事業利用を組合員の総利用分量の25%までに制限している。

《解答》【第1問】○【第2問】○【第3問】×（直接奉仕の原則があるから、組合の共同事業の利用者は、本来、組合員に限るべきである。しかし、共同施設が遊休状態にあるのはもったいないので、次の二つの条件で組合員以外の者の利用を認めている。①組合員の利用に支障がないこと、②員外利用量を当該事業年度における組合員の総利用分量の20%以内に制限すること。したがって、「25%まで」は数字の間違いである。）